



2024年11月5日

各 位

会 社 名 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 良久
(コード番号 6927 東証スタンダード)
問合せ先 企画室 室長 中村 誠
(T E L 0 3 - 6 2 6 4 - 9 5 1 0)

株主還元方針の変更及び期末配当予想の修正（増配）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株主還元方針の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、2024年5月7日に公表した2025年3月期の配当予想につきまして、下記の通り修正することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

1. 株主還元方針変更の理由と内容

(1) 変更の理由

当社は、「ランプ事業」と「製造装置事業」の二つの事業を収益の柱とし、他社が追随できない高付加価値製品・サービスの開発、提供を追求するとともに、事業シナジー効果の創出と成長の加速を通じて、事業の拡大、経営基盤の安定化を図ることを経営の基本方針としております。

こうした基本方針の下、当社は、株式会社 RS Technologies 様が当社普通株式を対象に、2024年6月3日から7月12日にかけて行った公開買付に対して賛同意見を表明いたしました。しかし、同公開買付は、応募株式数が買い付け予定数量に達せず、不成立となりました。当社は、同公開買付が成功した場合に、株式会社 RS Technologies 様の子会社となり非上場企業となる予定でしたが、同公開買付の不成立を受けて、事業戦略および企業価値向上策の見直しを進めております。

当社は、当社の中長期的な企業価値の向上を加速させるアライアンス・パートナーの探索を継続してまいりますが、アライアンス戦略の検討と並行して、当社単独での企業価値向上策に取り組むことが株主の皆様に対する責務であると考えております。

そうした中で、今年度を含む向こう3期間につきましては、将来の成長戦略実現に向けた経営基盤強化の時期と位置付け、同期間中は、主にインカムゲインで株主の皆様へ報いる方針といたしました。自己資本の活用による成長戦略実現に向けた投資の積極的な検討に加えて、株主還元を強化し、自己資本の増加をコントロールすることで、中長期的な資本効率の向上にもつなげていきたいと考えております。

なお、中期的な事業計画と財務目標を含む、いわゆる「中期経営計画」につきましては、現在進めている収益基盤強化策の効果が確信できるタイミングで、改めて開示させて頂く予定です。

(2) 変更の内容

① 変更前

当社は、株主の皆様への利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に意識しております。当社の剰余金の配当は、経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

② 変更後

当社は、株主の皆様への利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に意識しております。当社の剰余金の配当は、経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定した配当を継続しつつ、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2025年3月期から2027年3月期の3期間につきましては、株主還元強化と自己資本増加の抑制の観点から連結配当性向100%を目標に配当を実施してまいります。なお、2025年3月期から2027年3月期の同3期間につきましては1株当たり年間配当金の下限を、2024年3月期実績と同じ35円と定め、この金額を下回らないものとします。

また、必要に応じて、自己株式の取得・消却等資本効率向上のための諸施策を検討し、株主の皆様への期待に応えてまいりたいと考えております。

(注) 下線部が追加(変更)箇所

2. 2025年3月期配当予想の修正

	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (2024年5月7日)	/	12円00銭	12円00銭
今回修正予想	/	39円00銭	39円00銭
当期実績	0円00銭	/	/
前期実績 (2024年3月期)	0円00銭	35円00銭	35円00銭

修正の理由

上記、1. 株主還元方針変更の理由と内容(2)変更の内容のとおり、2025年3月期から2027年3月期の3期間につきましては、株主還元強化と自己資本増加の抑制の観点から連結配当性向100%を目標に配当を実施することとし、期末配当予想を1株当たり27円増配の、年間39円の予想とさせていただきます。

なお、2025年3月期から2027年3月期の同3期間につきましては1株当たり年間配当金の下限を、2024年3月期実績と同じ35円と定め、この金額を下回らないものとします。

以上